

学校活動支援ボランティア事業 同意書

大阪市福島区役所

- ☑1. 学校活動支援ボランティア事業の活動（以下、「活動」という）に際して、ボランティアは、活動校の校長・教頭・その他教職員（以下、「教職員等」という）の指示に従うものとします。
- ☑2. 活動を通じて知り得た児童の個人情報その他一切の情報は、活動期間中、活動終了後を問わず、第三者に故意または過失により開示、漏えい、もしくは自ら使用してはなりません。
- ☑3. 前項の他、個人情報にかかる取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」の規定に基づくものとします。
- ☑4. 活動中は、教職員等と連携して児童の安全確保に努め、事故が発生または発生するおそれのある時は、速やかに教職員等に報告するものとします。
- ☑5. 万一、活動に際して事故が発生した場合は、保険により定められた範囲において保障されます。なお、保険加入手続・保険料の負担は大阪市福島区役所が行います。
- ☑6. 本市関係会計年度任用職員は、当該職務と同一の勤務内容での活動はできません。

上記項目をご確認いただき、□に✓をご記入ください。

【未成年の方が申込をする場合】

____年 ____月 ____日

保護者氏名 _____